

## 大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育所等の設置者がその雇用する保育士等の宿舎を借り上げることに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより保育所等における保育士等の確保を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22法律第64号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所、同法第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 保育士等 保育所等に勤務する保育士及び保育教諭をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、保育士等の宿舎の用に供する住居（駐車場等の別途費用が必要となる附帯設備を除く。以下「保育士等宿舎」という。）の借上げを行う保育所等設置者とする。

### (保育士等宿舎の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる保育士等宿舎は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が自ら賃借するものであること。
- (2) 補助対象者の配偶者、親族、役員（その配偶者及び親族を含む。）その他補助対象者と特別の利害関係がある者が所有しているものでないこと。
- (3) 次に掲げる要件を満たす保育士等（以下「対象保育士等」という。）の宿舎の用に供しているものであること。
  - ア 平成29年7月1日以後に新たに雇用され、大津市内の保育所等に勤務（補助対象者が設置する大津市外の保育所等からの転勤により、対象保育士等であった者の代替者として勤務する場合にあつては、当該対象保育士等であった者が退職し、又は休職した場合に限る。）する者であつて、雇用された日から5年を経過していないものであること。
  - イ 当該保育所等において月20日以上かつ1日6時間以上勤務していること。
  - ウ 大津市内の保育所等において保育士等としての勤務経験を有している場合には、当該勤務が終了した日から補助対象者に雇用される日までの期間が1年以上であること。
  - エ 保育士等宿舎に係る住居手当を受給していないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建物賃貸借契約書の写し

(2) 対象保育士等の雇用契約書の写し(雇用日が記載されたものに限る。)

(3) 対象保育士等の保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し

(4) 対象保育士等の履歴書

(5) 対象保育士等の世帯員全員及び前住所地の記載がある住民票(保育士等宿舎に入居した日以後に発行されたものに限る。)

(6) 第4条第2号に該当する旨の誓約書

3 第1項の交付申請書の提出時期は、対象保育士等が保育士等宿舎へ入居した後とする。

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

2 前項の承認申請書には、第6条第2項に掲げる書類(交付申請時から変更があったものに限る。)を添付しなければならない。

(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書
- (2) 対象保育士等の給与明細書
- (3) 対象保育士等の世帯員全員の記載がある住民票(補助事業完了日以後に発行されたものに限る。)

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(分割による交付請求書)

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書(一括によるものを除く。)は、大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

2 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 分割交付の対象となる補助対象経費に係る領収書
- (2) 分割交付の対象となる期間における対象保育士等の給与明細書
- (3) 対象保育士等の世帯員全員の記載がある住民票(分割交付の対象となる期間の末日以後に発行されたものに限る。)

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月2日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、国の保育対策総合支援事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行し、改正後の大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行し、改正後の大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、改正後の大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行し、改正後の大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月9日から施行し、改正後の大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月6日から施行し、改正後の大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助金の額
<p>補助対象者が保育士等宿舎を賃借することに要する賃借料（共益費及び管理費を含み、敷金及び礼金を除く。）。ただし、対象保育士等が現に当該保育士等宿舎に居住する期間に係るものに限る。</p>	<p>対象保育士等1人につき 月額 59,000円。 ただし、令和元年度から引き続き令和5年度においても補助金の算定の対象となった対象保育士等が令和6度における補助金の算定の対象となる対象保育士等である場合（その者が引き続き同じ宿舎に入居している場合に限る。） にあっては、その対象保育士等については、月額82,000円とする。</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額</p>

備考

- 1 対象保育士等に補助対象者以外の者に雇用される同居人がいる場合の補助対象経費は、賃借料の額を対象保育士等と当該同居人の数で按分した額とする。
- 2 補助対象者が、対象保育士等から賃借料の一部を徴収している場合の補助対象経費は、賃借料の額から補助対象者が対象保育士等から徴収した賃借料の額を控除した額とする。
- 3 対象保育士等が月の途中で入居し、又は退去した場合の補助基準額は、補助基準額に入居日数を乗じて得た額を30で除して得た額とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	(1) 建物賃貸借契約書の写し (2) 対象保育士等の雇用契約書の写し（雇用日が記載されたものに限る。） (3) 対象保育士等の保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し (4) 対象保育士等の履歴書 (5) 対象保育士等の世帯員全員及び前住所地の記載がある住民票（保育士等宿舍に入居した日以後に発行されたものに限る。） (6) 第 4 条第 2 号に該当する旨の誓約書

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第7条関係）

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第8条関係）

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第8条関係）

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第9条関係）

大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業
補助事業の変更の内容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第9条関係）

大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

様式第9号（第10条関係）

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第10条関係）

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第10条関係）

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
添 付 書 類	(1) 補助対象経費に係る領収書 (2) 対象保育士等の給与明細書 (3) 対象保育士等の世帯員全員の記載がある住民票（補助事業完了日以後に発行されたものに限る。）

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業について、次のとおり大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第13条関係）

大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名



年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舍借上げ事業費補助事業
交 付 確 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

様式第15号（第14条関係）

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前に分割して交付を請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
分割交付に係る補助対象期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	(1) 分割交付の対象となる補助対象経費に係る領収書 (2) 分割交付の対象となる期間における対象保育士等の給与明細書 (3) 対象保育士の世帯員全員の記載がある住民票（分割交付の対象となる期間の末日以後に発行されたものに限る。）

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育士等宿舎借上げ事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。